

## 農業塾 塾生募集

	ニュー農業塾(水稻)	丸なすミニ農業塾	えだまめ栽培塾
と き	4月～12月(全5回程度)	4月～12月(全6回程度)	4月～8月(全4回程度)
内 容	稲作の基礎的な栽培技術や経営について実践的な研修を行います。	栽培・収穫・出荷について実践的な研修を行います。	種まきから栽培・販売について実践的な研修を行います。
講 師	県指導農業士	丸なす栽培者(能生地区)	えだまめ栽培者・振興局職員
対 象	概ね49歳までの農業者または新たに就農する方	本格的に丸なす栽培を目指す方	えだまめ栽培・販売を拡大したい方
申込期限	4月10日(月)	4月20日(木)	4月20日(木)
参加費	無料	5,600円程度(苗購入費)	無料

その他 開催場所や日程等の詳細は、後日、申込者へご案内します。

申込・問合せ先 糸魚川地域振興局 農林振興部 普及課 ☎553-1906

## 国民健康保険のお知らせ

就職・退職等で健康保険が変更になったときは、14日以内に届出が必要です。

届出が必要なとき		必要書類等	
国民健康保険に加入	糸魚川市に転入したとき	前住所地の転出証明書	〈共通〉 ・マイナンバーカード ・本人確認書類(運転免許証など)
	職場または任意継続の健康保険をやめたとき(家族が被扶養者でなくなったときを含む)	職場の健康保険の資格を喪失した証明書	
国民健康保険を脱退	糸魚川市から転出するとき	国民健康保険の保険証	
	職場の健康保険に加入したとき(家族が被扶養者になったときを含む) ※オンライン申請でも受付しています。	・職場の保険証 ・国民健康保険の保険証	
その他	就学のため、他の市区町村に転出するとき	・国民健康保険の保険証 ・在学証明書または学生証のコピー	

※上記の届出のほか、保険証の再交付申請、限度額適用認定証の交付申請、高額療養費の支給申請等の際にも、マイナンバーカード、本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

※オンライン申請については、マイナポータル、または市ホームページから手続きに進むことができます。

### ◎40歳になったら特定健診を受けましょう

40歳以上75歳未満の方を対象に、生活習慣病の予防・改善を目的として特定健診が行われます。年に1度は健診を受けて、生活習慣を改善しましょう。なお、国民健康保険加入者は無料で市の健診を受けることができます。

問 合 先 健康増進課 国保係 ☎552-1511

妊娠お祝い事業は、3月31日をもって終了します。

【問合せ先】こども課 親子健康係 ☎552-1511

催し

スポーツ

子育て

健康・福祉

その他

カレンダー